

## 首都圏市民後見推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 この要綱は、首都圏市民後見推進協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 会員の持っている資源を協議会の中で共有し、各会員の資質の向上と、市民後見人の育成に力を注げる団体になること。

判断能力が不十分な高齢者・障がい者が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることを支援する地域社会づくりを進めるためには、一般市民による後見（市民後見）の促進が必要と考え、その一層の普及を図るとともに、且つ会員相互の資質の向上を図ることを目的とする。

### (活動内容)

第3条 協議会は、第2条の目的達成のために次の活動を行う。

- (1) 市民後見の質の向上を目指し、関係諸団体との連携強化を図ること。
- (2) 市民後見の普及を図る為、行政との連携を密にし、協力関係を構築する。
- (3) 会員受任案件に対する支援または助言。
- (4) 協議会について、家庭裁判所、メディア等へのアピールを含めた広報活動。
- (5) その他、成年後見制度に関する活動で協議会の協議で必要と認めたこと。

### (組織及び会員)

第4条 協議会は、第2条に掲げた目的に賛同する別紙に掲げる会員で組織する。

- 2 協議会には会長、副会長を各1名置く。会長、副会長は所属団体の代表の職にある者とする。
- 3 新たに会員になるためにはその旨会長に申込み、定例会の承認を得て入会することが出来る。なお、個人会員は認めないものとする。

### (定例会)

第5条 第3条の活動の一環として、定例会を年間4回開催する。

- 2 定例会は会長が招集し、主宰する。  
会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を行う。
- 3 定例会には会員は2名まで出席できるものとする。
- 4 会長は必要に応じ、関係者あるいは入会希望団体責任者を出席させることができる。

### (専門部会)

第6条 協議会には、専門部会を置くことができる。

- 2 部会は、第3条に掲げる協議内容のうち、専門的な事項について、調査等を行うものとする。
- 3 専門部会に関して必要な事項は、定例会にて定める。

### (事務局)

第7条 協議会の事務局はNPO法人市民後見センターさいたま内に置く。

### (会費)

第8条 協議会に参加する団体からの寄付金で賄う。会計は当面会長が兼務する。

(会計年度)

第9条 協議会の会計年度は次のとおりとする。

初年度 平成28年7月20日～平成29年3月31日

以後は毎年4月1日～翌年3月31日とする。

(その他)

第10条 その他、協議会の運営に必要な事項は、会長がこの要綱に定めるもののほか、その都度、会長が定例会に諮って定める。

附則 この要綱は、平成28年7月20日から施行する。

[別紙]

(会員)

- (1) NPO法人市民後見かわぐち
- (2) NPO法人市民後見センター
- (3) NPO法人市民後見いきいきN e t 所沢
- (4) NPO法人西入間あんしん市民後見人の会
- (5) NPO法人埼玉県成年後見センターいきいきネット
- (6) NPO法人市民後見センターさいたま
- (7) NPO法人市民後見センターほんじょう
- (8) 公益社団法人 新座市シルバー人材センター
- (9) 社会福祉法人 本庄市社会福祉協議会
- (10) NPO法人いきいきネット
- (11) NPO法人市民後見太陽
- (12) NPO法人後見支援東京
- (13) NPO法人和の環
- (14) 一般社団法人 成年後見普及協会
- (15) NPO法人ライフサポート東京
- (16) NPO法人市民後見サポートセンター和

(アドバイザー)

- (1) 司法書士法人あすかフロンティア事務所

(順不同)